

「マスク着用の考え方の見直し等について」の決定や「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われ、卒業式におけるマスクの取扱い等に関して見直しが行われましたので、その内容をお知らせします。各大学等におかれては、本事務連絡の内容を踏まえて卒業式の実施等について御検討いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和5年2月10日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式における
マスクの取扱い等について（周知）

令和5年2月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更等が行われましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

令和5年1月27日に開催された本部においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、基本的対処方針について、「三（5）まん延防止」の「3）緊急事態

措措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベントの開催に当たっての収容率の上限について変更が行われたところです。

これを踏まえ、2月10日に開催された本部においては、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、その中において、「4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

詳細は下記のとおりですので、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、基本的対処方針等を踏まえ、各地域や学校の実情等に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

（1）卒業式におけるマスク着用の取扱いについて

基本的対処方針等においては、令和5年4月1日より前に実施される卒業式については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、大学等についても適切に対応することとされました。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各大学等において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、学生にとってもかけがえのない機会となります。その教育的意義に鑑み、各大学等においては、各地域や大学等の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。その際、「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」（令和5年2月10日付け4文科初第2153号文部科学省初等中等教育局長通知）に示された別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を御参照いただき、実施方法等を検討いただくようお願いします。

（2）大学等におけるマスク着用の取扱いについて

基本的対処方針等においては、令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校における学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとされ、大学等についても適切に対応することとされました。

これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置ください。なお、学校におけるマスクの着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和4年度内における卒業式以外の大学等の教育研究活動については、引き続き適切に御対応いただくようお願いします。あわせて、上記の取扱い・適用日を踏まえ、令和4年度中に実施する入学者選抜

については、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」（令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知）等に基づき、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、適切に御対応いただくようお願いいたします。

(別添)

- 「卒業式におけるマスクの取扱い等について」（「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」（令和5年2月10日付け4文科初第2153号文部科学省初等中等教育局長通知）別添)

(参考) 関連通知等

- 「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日変更新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf

<本件連絡先>

①全体について

文部科学省高等教育局高等教育企画課

連絡先：03-5253-4111（内線：2482）

②入学者選抜について

文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室

連絡先：03-5253-4111（内線：2495）

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを知る児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまででもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。